

青色申告

蒲田会報

No. 765

平成 31 年
2 月 号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎

確定申告が始まります!!

本年も確定申告が始まります。会員の皆様におかれましては、平成30年分の確定申告の準備にお忙しいことと存じます。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出は、2月18日(月)から3月15日(金)まで、消費税及び地方消費税は、4月1日(月)までとなっております。

平成30年中に土地・建物の譲渡等があった方など、税務署での相談が必要な場合は、下記と2ページの「蒲田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○決算書・申告書の早期提出

早期提出を心がけて内容を見直す余裕を持ちましょう。なお、期限を過ぎてから「期限後申告」を提出した場合や「修正申告」を提出した場合には延滞税・加算税など本税以外の税金を負担しなければならない場合があります。また、税額が減ることに気付いた場合には「更正の請求」ができる場合がありますが、訂正申告より手続が煩雑となりますのでご注意ください。

○納期限

納付は、必ず期限内に済ませましょう。(納付期限は、下記の表でご確認ください。)

○振替

振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。(振替日は、下記の表でご確認ください。)

○延納

所得税及び復興特別所得税について、納付期限(平成30年分は平成31年3月15日)までに一括納付が困難な場合に2分の1以上を法定納期限までに納付することにより残額を5月31日まで延納することができます。なお、延納税額を完納する日まで日数計算により利子税が課されます。※利子税率は1.6%。計算した利子税額が1,000円未満の場合には利子税は課されません。該当する方は、事務局での指導時にお申出ください。

○平成28年の課税売上高が1,000万円を超えている場合

平成30年分の消費税の課税事業者になります。この場合、平成31年4月1日(月)までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○平成30年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

平成32年分(2020年)の消費税の課税事業者該当します。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」をすみやかに所轄の税務署に提出してください。

平成32年(2020年)から簡易課税を選択する場合は、平成31年(2019年)12月31日(火)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

なお、平成31年1月1日(火)から6月30日(日)まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成32年分(2020年)の消費税の課税事業者となりますので、ご注意ください。特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計額で判定することもあります。

※課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。

蒲田税務署からのお知らせ

平成30年分の確定申告関係の期限は、表のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈与税
申告・納付期限	平成31年3月15日(金)	平成31年4月1日(月)	平成31年3月15日(金)
振替納税口座引落日	平成31年4月22日(月)	平成31年4月24日(水)	制度なし
延納税額納付期限(口座引落)	平成31年5月31日(金)	制度なし	相続税法上の延納制度がありますので署相談窓口にてご相談ください。

◇ 納税の方法

納付手続きは、次のとおり様々な方法があります。各納付手続きの詳細については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

申告書の提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありませんのでご注意ください。

① 振替納税を利用する。

確実に振替納付できるよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は確定申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※振替納税のお申込みは、平成 31 年 (2019 年) 3 月 15 日 (金) までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の必要事項をご記入の上、所轄税務署又は依頼書に記入した金融機関に提出してください。

※転居等により所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税 (変更) の手続きが必要となります。

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

② e-Tax で納付する。

自宅からインターネットを利用して納付できます。

詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

③ クレジットカードで納付する。

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

④ QRコードによりコンビニエンスストアで納付する。(「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

平成 31 年以降、ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用 QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を QRコードとして作成 (印刷) し、コンビニエンスストアで納付できます。

※納付できる金額は 30 万円以下となります。

※納付できるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

⑤ 金融機関又は所轄の税務署の窓口で現金納付する。

納付書をお持ちでない方は、金融機関又は税務署に用意してある納付書を使用してください。

金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

◇ 還付金の受け取りについて

預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。

①預貯金口座の名義に店名、事務所名などの名称 (屋号) が含まれる場合、②名義が旧姓のままの名義である場合には、振り込みできない場合があります。

申告書作成会場の開設期間

開 設 期 間	会 場	時 間
2 月 18 日 (月) ～ 3 月 15 日 (金) ※土、日を除きます。(注)	蒲田税務署 2 階 (提出は地下 1 階です)	【受 付】 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時まで (提出は午後 5 時まで) 【相 談】 午前 9 時 15 分 ～ 午後 5 時まで

(注) ただし、2 月 24 日及び 3 月 3 日の日曜日は開場しますが、大田区 3 税務署 (大森、雪谷、蒲田) の合同会場となり、両日とも大変混雑します。

○ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

10 月スタート！ 消費税の軽減税率制度

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率対策補助金

検索

平成30年度 納税表彰式

11月14日(水)、プラザ・アペアにおいて、平成30年度納税表彰式が蒲田税務署と税務六団体(法人会・間税会・納貯連合会・酒販組合・税理士会・青色申告会)の共催で挙行されました。
当会の受彰者は次の方々です。

(順不同、敬称略)

◎税務署長表彰受彰者

吉田 豊行 (支部長)

◎税務署長感謝状受彰者

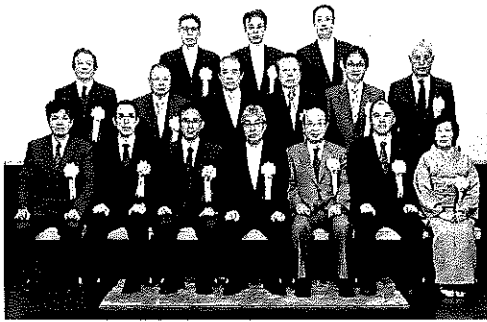
鈴木 聡 (理事)

本間 勤 (理事)

◎(二社)蒲田青色申告会会長感謝状受彰者

石井 敏恵 (理事)

清水 早苗 (支部長)



税務署長表彰受彰者



税務署長感謝状受彰者



税務六団体長
感謝状受彰者

☆大田都税事務所長感謝状受彰

11月27日(火)、大田区民ホール・アップリコにおいて、永年にわたる都の税務行政の推進により、理事 鈴木 聡氏が大田都税事務所長より税務功労者感謝状が贈呈されました。

☆「税についての作文」表彰式開催

12月6日(木)、蒲田税務署において、中学生の「税についての作文」表彰式が開催されました。東蒲中学校3年生 笠間 怜那さんの「税と当たり前の生活」に蒲田青色申告会会長賞が授与されました。

都税だより

☆2月は固定資産税・都市計画税

第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、2月28日(木)までにお納めください。なお、現在口座振替をご利用の方の振替日も2月28日(木)となります。

☆個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

☆東京2020大会期間中は、宿泊税の課税を停止します

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、平成32(2020)年7月1日から同年9月30日までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止します。

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

【当会の役員はボランティアで活動しております】

事務局での確定申告指導について

事務局での所得税確定申告指導会は、2月1日(金)から3月15日(金)(土・日・祝日を除く)となっておりますが、3月12日(火)までは予約制となります。消費税確定申告指導会は、3月18日(月)から22日(金)(祝日を除く)の予約制となります。

持参書類等につきましては、1月上旬に配布済みの「所得税確定申告指導会のご案内」チラシ、「消費税確定申告指導会のご案内」チラシをご覧ください。

なお、確定申告期間中のパソコンによる記帳及び決算・申告指導につきましては、お断りしておりますので、ご了承ください。

事務局より

◎ 外部会場における指導会の中止のお知らせ

例年行なっていた「税理士による決算・確定申告指導会」につきましては、一昨年より利用開始になりましたマイナンバー制度のため、本年も開催いたしませんので、ご了承ください。所得税・消費税の指導をご希望の方は、ご予約の上、事務局にご来局ください。すようお願いします。

◎ 消費税の指導について

「消費税確定申告指導会のご案内」チラシのとおり、消費税の指導会は3月18日(月)から22日(金)(祝日を除く)の予約制となります。すでに利用開始となっているマイナンバー制度の関係のため、所得税の確定申告と同時に指導は出来ませんので、ご了承ください。

◎ 昼食時間の対応について

事務局は12時～午後1時は休憩時間となります。12時～午後1時の間の来局、電話対応はお断りしておりますので、ご了承ください。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

◎ お 願 い

確定申告時期は来局者が多く、事務局の受付は大変混雑いたします。受付票の記入に手間取り、結果、予約時間に指導を開始出来ない方もいらっしゃると思います。

受付の混雑緩和と待ち時間の短縮を図るため、今月号会報に同封した「指導受付票」と「確定申告指導確認票(裏面)」を記入し、事務局来局の際は持参くださいますよう、お願い申し上げます。

※「指導受付票」は、会員氏名・住所・職業・電話番号をご記入ください。

※「確定申告指導確認票」は、所得の種類・記帳について・収入について・経費について・確定申告の方法の該当箇所にチェックを入れ、最下段の日付・会員名(来局者名)をご記入ください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

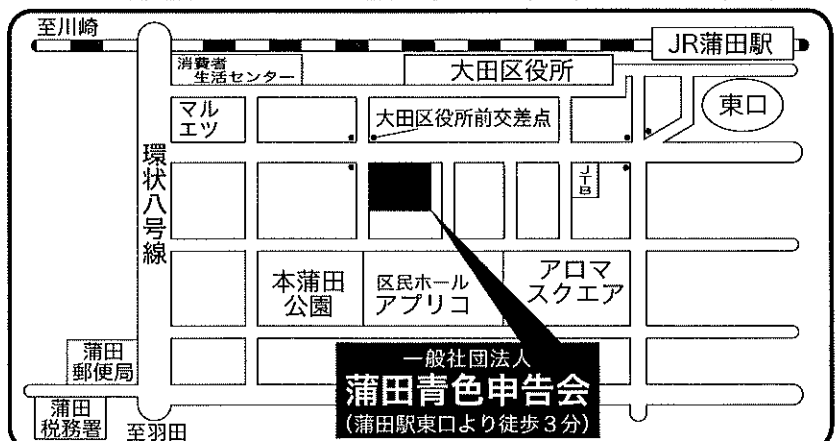
一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



一月 事業報告

七日～一〇日 源泉所得税年末調整指導会

一六日 東青連常任委員会・東京青色申告会館
東青連賀詞交歓会一七日 執行部会
ホテルグランドヒル市ヶ谷一八日 蒲田税務六団体連絡協議会
事務局一八日 理事会
新年度税務意見交換会
消費者生活センター
春香園